

乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金交付等規程

令和6年5月24日付け中酪（総務）発第114号

酪農経営においては、これまで乳量を確保するために配合飼料多給による飼養管理が行われ、家畜改良の分野においても、1頭当たりの乳量の改善に重点を置いた改良を推進してきたところである。

しかし、近年の猛暑といった飼養環境の変化等により、受胎率の低下や供用期間の短縮傾向が見られるほか、配合飼料価格の高騰等に起因した生乳の生産コストが上昇するなど、酪農経営は厳しい状況下に置かれている。

このため、一般社団法人中央酪農会議（以下「中酪」という。）は、経産牛1頭当たりの供用期間を延長し、乳用牛償却費等のコスト低減を図る必要があることから、輸入依存度の高い配合飼料多給による乳量偏重から長命連産性に重きを置いた牛群構成への転換を図る取組に対して支援する。

なお、この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか、乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金交付等要綱（令和5年11月29日付け5畜産第1691号農林水産事務次官依命通知。以下、「要綱」という。）、乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業実施要領（令和5年11月29日付け5畜産第1741号農林水産省畜産局長通知。以下、「要領」という。）及びこの規程に定めるところによる。

第1 事業の内容

中酪は、自ら又は取組主体を通じて、次の取組を行うものとする。

1 乳用牛長命連産性等向上支援事業

ア 長命連産性等向上計画の策定

酪農経営体又は乳用種の初妊牛を供給する経営体（以下、「酪農経営体等」という。）による長命連産性の能力の高い乳用種雄牛の精液又はその精液を利用して生産された受精卵等（以下、「長命連産性等向上精液等」という。）の人工授精又は受精卵移植（以下、「人工授精等」という。）のための長命連産性等向上計画の取りまとめ及び策定を行う。

イ 奨励金の交付

長命連産性に重きを置いた牛群構成への転換を図るため、長命連産性等向上精液等を利用する酪農経営体等に対し、奨励金を交付する。

2 乳用牛長命連産性等向上支援推進事業

1の事業の円滑な推進を図るための会議の開催、現地調査、推進指導等に要する経費を交付する。

第2 取組主体

本事業における取組主体は農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業の振興に資

する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合又は3戸以上の酪農経営体等で次の事項の全てを内容とする規約を有するもの（以下「生産者集団」という。）とする。

- 1 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
- 2 生産者集団の運営に関する事項
- 3 会計、補助金の管理及び使途に関する事項
- 4 その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

第3 事業への参加要件

本事業への参加要件は次のとおりとする。

- 1 本事業に参加する酪農経営体等は、牛群長命連産性等向上計画を策定すること。
- 2 1の牛群長命連産性等向上計画は、次の要件を満たす計画であること。
 - (1) 自ら所有している又は今後、搾乳牛として所有することが確実に見込まれる乳用牛を利用して、乳用種後継牛の生産を行う予定であること。
 - (2) (1)で行う乳用種後継牛の生産は、長命連産性等向上精液等による人工授精等によるものを含むこと。

第4 補助対象経費等

- 1 本事業の補助対象経費は、別表1から3までに掲げるとおりとする。取組主体は、この事業の一部を一般社団法人中央酪農会議会長（以下、「中酪会長」という。）が適当と認める団体に委託して行うことができるものとし、この場合、委託契約を締結し、その内容を第6第2項に規定する事業実施計画に記載しなければならない。
- 2 補助対象経費は、本事業を実施するために必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。
- 3 次の経費は、事業の実施に必要であるかどうかにかかわらず、補助の対象とならないものとする。
 - (1) 国又は独立行政法人農畜産業振興機構の事業において補助金等の交付を受けている経費
 - (2) 事業の期間に発生した事故・災害の処理のための経費
 - (3) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
 - (4) その他当該事業の実施に直接関係のない経費
 - (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ税額控除額（補助対象に含まれる消費税額及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額

第5 補助率

本事業の補助率は別表2に掲げるとおりとする。

第6 事業実施計画等の作成等

1 牛群長命連産性等向上計画等の作成等

本事業に参加する酪農経営体等は、別紙様式第1号により、第3の1に規定する牛群長命連産性等向上計画を策定し、取組主体に提出するものとする。ただし、提出先は1つの取組主体に限るものとする。

また、本事業に参加する酪農経営体等は、事業実施期間中に第10に定める重要な変更が生じた場合は、牛群長命連産性等向上計画を速やかに修正し、取組主体に修正した計画を提出するものとする。

2 事業実施計画の作成等

取組主体は、1の酪農経営体等から提出を受けた牛群長命連産性等向上計画を取りまとめ、別紙様式第2号により、長命連産性等向上計画（以下、「事業実施計画」という。）を作成し、中酪会長に提出し、その承認を受けるものとする。

また、取組主体は、事業実施期間中に第10に規定する重要な変更が生じた場合は、事業実施計画を変更し、中酪会長の承認を受けるものとする。

第7 事業の着手

1 事業の着手は、原則として補助金交付決定後に行うものとする。

ただし、地域の実情において事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、取組主体は、交付決定前であっても着手することができる。この場合においては、取組主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

2 1のただし書により交付決定前に着手する場合については、取組主体は、あらかじめ、中酪会長の適正な指導を受けた上、別紙様式第3号により、交付決定前着手届（以下「着手届」という。）を中酪会長に提出するものとする。

第8 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

(1) 取組主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、第6第2項に規定する事業実施計画と合わせて、中酪会長が別に定める日までに、別紙様式第4号の乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金交付申請書（以下、「補助金交付申請書」という。）を中酪会長に提出するものとする。

(2) 取組主体は、(1)の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 交付決定の通知

中酪会長は、前項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、取組主体に対しその旨を通知するものとする。

第9 申請の取下げ

取組主体は、第8第1項の規定による補助金の交付申請を取り下げようとするときは、第8第2項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して8日以内にその旨を記載した取下書の中酪会長に提出しなければならない。

第10 計画変更、中止または廃止の承認

1 取組主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、別紙様式第5号の乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金交付変更承認申請書（以下、「変更承認申請書」という。）を中酪会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 総事業費の30%を超える増及び間接補助金の増

(3) 総事業費及び間接補助金の30%を超える減

2 取組主体は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額に伴う変更をしようとするときは、前項に準じて中酪会長の承認を受けるものとする。

3 中酪会長は、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

4 取組主体は、第1項の変更承認申請書を提出する場合には、あらかじめ中酪会長と変更する事業計画書（変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。）を調整した上で、変更承認申請書に添付するものとする。

第11 補助金の概算払

1 中酪会長は、本事業の円滑な実施を図るために必要であると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払いをすることができるものとする。

2 取組主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別紙様式第6号による乳用牛長命連産性等向上緊急事業補助金概算払請求書（以下、「概算払請求書」という。）を中酪会長に提出するものとする。。

第12 実績報告

1 取組主体は、補助事業が完了したとき（第10第2項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は事業実施年度の3月10日のいずれか早い日までに、別紙様式第7号の乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業実績報告書（以下、「実績報告書」という。）を中酪会長に提出しなければならない。

2 第8第1項第2号のただし書の規定により、交付の申請をした取組主体は、前項の

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第8第1項第2号のただし書きの規定により、交付の申請をした取組主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額を別紙様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに中酪会長に報告するとともに、中酪会長による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年5月31日までに、同様式により中酪会長に報告しなければならない。

第13 補助金の額の確定等

- 1 中酪会長は、第12第1項の規定による実績報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、取組主体に通知するものとする。
- 2 中酪会長は、取組主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第14 額の再確定

- 1 取組主体は、第13第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、中酪会長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第12に準じて提出するものとする。
- 2 中酪会長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第13第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第13第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

第15 交付決定の取消等

- 1 中酪会長は、第10第1項第2号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第8第2項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - (1) 取組主体が、補助事業の実施に関し法令等に違反した場合
 - (2) 取組主体が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 取組主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為を

した場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 中酪会長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 中酪会長は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る穂預金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14第3項の規定を準用する。

第16 成果目標

取組主体は、本事業に参加する酪農経営体等における乳用後継牛生産のために人工授精等を行った乳用牛頭数のうち、本事業の対象となる長命連産性等向上精液等による人工授精等を行った乳用牛頭数の割合が80%以上となる成果目標を設定する。

第17 目標年度

本事業の目標年度は事業実施年度とする。

第18 事業達成状況の報告

- 1 酪農経営体等は、事業実施年度の翌年度の4月末までに別紙様式第9号の事業達成状況報告書を作成し、自らの牛群長命連産性等向上計画を提出した取組主体に報告するものとする。
- 2 取組主体は、第1項の報告を取りまとめ、事業実施年度の翌年度の5月末までに別紙様式第10号の事業達成状況報告書を作成し、中酪に報告するものとする。

第19 事業の評価

- 1 取組主体は、第16により設定した成果目標について、自らの事業の評価を行い、事業完了年度の翌年度の6月末までに、別紙様式第11号の事業評価報告書により、中酪会長に報告するものとする。
- 2 中酪会長は、取組主体からの点検評価の結果、必要に応じて取組主体を指導するものとする。

第20 奨励金の返還

- 1 中酪会長は、酪農経営体等が第6第2項の規定により承認を受けた事業実施計画に定められた取組を行ったと認められない場合又は第15の規定による交付決定の取消がされた場合は、事業実施主体に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 2 前項の返還については、自然災害その他事業実施主体の責めに帰さない事情により、事業実施計画に定められた取組が行われなかったこと等が確認できる場合にあっては、その対象としないことができるものとする。

第2 1 不正行為に対する措置

中酪会長は、取組主体が本事業の実施に関して不正な行為又はその疑いがあると認めた場合には、取組主体に対し、当該不正な行為又はその疑いのある行為に関する事実関係及び発生原因の究明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講じるよう求めるものとする。

第2 2 帳簿等の整備保管等

- 1 取組主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 事業に参加する酪農経営体が保管する事業実施計画に記載された取組を実施したことを証する書類の保存期間は、取組主体が事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 3 中酪会長は、この規程に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、取組主体等に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

第2 3 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

1 家畜共済の積極的な活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、本事業の受益者となる畜産農家は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入に努めるものとする。

2 持続的な畜産物生産に向けた取組

取組主体は、本事業の受益者となる畜産農家が、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」（令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知）で定めたチェックシート（以下「みどりのチェックシート」という。）の取組内容について、畜産農家等自らがその生産活動の点検を行っていることを確認するものとする。

3 配合飼料価格安定制度への継続加入

取組主体は、この事業の受益者となる畜産農家であって、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結（以下「配合飼料数量契約」という。）をしている者が、前年度に引き続き契約を締結していることを確認するものとする。

ただし、畜産農家が、事業実施年度の前年度に契約を締結していない、又は、自給

飼料への転換等により配合飼料の使用を中止する等の合理的な理由があることを取組主体が確認した場合は、この限りではない。

第24 その他

この規程に定めるもののほか、事業の実施につき必要な事項については、中酪会長が別に定めることができるものとする。

附 則（令和6年5月24日付け中酪（総務）発第114号）

この規程は、交付決定のあった日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表1
補助対象経費

費目	細目	内容	留意事項
事業費	奨励金	酪農経営体等が牛群長命連産性等向上計画に基づき、長命連産性等向上精液等の人工授精等に要する経費	
	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献に係る経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要材料に係る経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
	普及啓発費	事業を実施するために直接必要なウェブページ作成のためのサーバ利用料等の経費	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の物品に係る経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う物品（3万円未満のものに限る。） ・CD-ROM等の記録媒体（3万円未満のものに限る。） ・試験等に用いる器具等（3万円未満のものに限る）	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
	光熱水費	事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費（ただし、基本料金は除く。）	
	データ収集・処理・分析費	本事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に必要な経費	

旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
	講師旅費	本事業を実施するために直接必要な研修会等で講演を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料収集・整理、専門的知識の提供等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する民間団体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（事業実施主体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。

役務費		事業を実施するために直接必要な分析、試験、加工等を専ら行う経費 事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは成り立たない業務の役務等に係る経費	
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費（ただし、リース又はレンタルを行うことが困難な場合に限る。）	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、一般競争入札とし、入札に至らなかった場合は原則 3 社以上の見積もりによる随意契約とすること。
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
	社会保険料	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために新たに直接雇用した者に支払う通勤の経費	
事業推進費	事業推進事務費	本事業を実施するために直接必要な取組に対する事務に係る人件費	

※ 賃金は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に準じて算定するものとする。

別表2

事業内容	補助対象経費	補助率
<p>1 乳用牛長命連産性等向上支援事業</p> <p>ア 長命連産性等向上計画の策定</p> <p>イ 奨励金の交付</p>	<p>酪農経営体等による長命連産性等向上精液等の人工授精等のための長命連産性等向上計画の取りまとめ及び策定に要する経費</p> <p>長命連産性等向上精液等の人工授精等に要する経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>人工授精等を行う乳用牛1頭につき、長命連産性等向上精液等の利用は3回までとする。 対象となる長命連産性等向上精液等及び1回当たりの補助率は別表3のとおり。</p>
<p>2 乳用牛長命連産性等向上支援推進事業</p>	<p>1の実施に必要な会議、調査等に要する経費</p>	<p>定額</p>

別表3

対象となる長命連産性等向上精液等		補助率
<p>1 長命連産性等向上精液等のうち、特に長命連産性の能力の高い乳用種雄牛の精液又はその精液を利用して生産された受精卵等（以下、「特別長命連産性等精液等」という。）</p> <p>(1) 精液については、国内の家畜血統登録機関において登録されているホルスタイン種の種雄牛から採取された精液であって、かつ次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(2) 受精卵については、乳用牛から採卵されたものであって、かつ次に該当するものとする。</p>	<p>ア (独) 家畜改良センター（以下、「改良センター」とする。）が令和5年8月以降に公表した「乳用牛種雄牛評価成績」に掲載された供給可能種雄牛であって、長命連産効果上位10位以内かつ総合指数（以下、「NTP」という。）上位40位以内の遺伝的能力を有したことがあるもの</p> <p>イ 改良センターが令和5年8月以降に公表した「供給可能な後代検定参加種雄牛」又は一般社団法人家畜改良事業団が令和5年度以降に公表した「乳用種雄牛後代検定ヤングサイア名簿」に掲載された後代検定参加種雄牛（以下、「ヤングサイア」という。）であって、1（1）アと同等程度の遺伝的能力を有したことがあるもの</p> <p>利用する種雄牛の精液が1（1）ア及びイのもの</p>	<p>定額 9千円以内/回</p> <p>定額 9千円以内/回</p>

<p>2 長命連産性等向上精液等のうち、「特別長命連産性等精液等」以外の精液又は受精卵等（以下、「長命連産性等精液等」という。）</p> <p>(1) 精液については、国内又は海外の家畜血統登録機関において登録されているホルスタイン種の種雄牛から採取された精液であって、かつ次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(2) 受精卵については、乳用牛から採卵されたものであって、かつ次に該当するものとする。</p>	<p>ア 改良センターが令和5年8月以降に公表した「乳用牛種雄牛評価成績」に掲載された供給可能種雄牛であって、NTP上位40位以内の遺伝的能力を有したことがあるもの（ただし、1（1）アを除く。）</p> <p>イ 改良センターが令和5年8月以降に公表した「供給可能な後代検定参加種雄牛」又は一般社団法人家畜改良事業団が令和5年度以降に公表した「乳用種雄牛後代検定ヤングサイア名簿」に掲載されたヤングサイアであって、2（1）アと同等程度の遺伝的能力を有したことがあるもの（ただし、1（1）イを除く。）</p> <p>ウ 海外で飼養されている種雄牛の場合は、改良センターが令和5年8月以降に公表した評価成績を有するものであって、2（1）アと同等程度の遺伝的能力を有したことがあるもの</p> <p>利用する種雄牛の精液が2（1）ア～ウのもの</p>	<p>定額 6千円以内/回</p> <p>定額 6千円以内/回</p>
--	--	---

別紙様式第1号

(酪農経営体等→取組主体)

令和〇年度乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業における牛群長命連産性等向上計画

年 月 日

(取組主体
(〇〇農業協同組合)) 殿

乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金交付等規程第6の1の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 助成対象者

経営区分	
氏名又は法人・組織名	フリガナ
代表者氏名 (法人・組織の場合)	フリガナ
郵便番号・住所	
連絡先	(電話番号/電子メール)

2 本事業の対象となる長命連産性等向上精液等の回数及び奨励金額

令和6年1月 1日時点の 経産牛頭数 (頭)	乳用後継牛 生産のため に利用予定 の乳用牛頭 数 (頭)	長命連産性 等向上精液 等を利用予 定の乳用牛 頭数 (頭)	特別長命連 産性等精液 等 (回) ①	長命連産性 等精液等 (回) ②	奨励金額 (円) ③ (①×9,000+ ②×6,000)

別紙様式第2号
(取組主体→中酪)

令和〇年度長命連産性等向上計画の承認について

番 号
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議
会長 殿

住所
団体名
代表者氏名

長命連産性等向上計画について、乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金交付等
規程第6第2項の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

(注) 関係書類として別添を添付すること。

別添

令和〇年度乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業における長命連産性等向上計画

1 取組主体の概要

取組主体名	
住所	〒 TEL () - FAX () -
代表者氏名	
事業参加者数	

2 本事業の対象となる長命連産性等向上精液等の回数及び奨励金額

令和6年1月1日 時点の経産牛頭数 (頭)	特別長命連産性等 精液等 (回) ①	長命連産性等精液 等 (回) ②	奨励金額 (円) ③ (①×9,000+② ×6,000)

3 成果目標

乳用後継牛生 産のために利 用予定の乳用 牛頭数 (頭) ①	長命連産性等 向上精液等を 利用予定の乳 用牛頭数 (頭) ②	長命連産性等 向上精液等の 利用率見込み (%) ③ ②/①×100	成果目標 (%)	成果目標の 検証方法

別添の参考資料

1 奨励金の内訳

番号	参加者名	市町村名	特別長命 連産性等 精液等 (回) ①	長命連産 性等精液 等 (回) ②	奨励金の内訳 (円)		
					①× 9,000	②× 6,000	計
計							

2 長命連産性等向上精液等を利用予定の乳用牛頭数

番号	参加者名	乳用後継牛生産のために利 用予定の乳用牛頭数 (頭) ①	長命連産性等向上精液等 を利用予定の乳用牛頭数 (頭) ②
計			

3 長命連産性等向上計画の策定

費目	事業費	負担区分		積算	備考
		国庫補助金	その他		
合計					

注1：「費目」は、別表1の費目とし、「積算」に詳細を記載すること。

注2：事業の一部を委託して実施する場合は、費目ごとに委託先及びその委託費の額を（ ）書きで記載すること。

別紙様式第3号
(取組主体→中酪)

番 号
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議
会長 殿

住所
団体名
代表者氏名

令和 年度乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業の補助金交付決定前着手について

令和 年度乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業の事業実施計画に基づく以下の事業について、下記条件を了承の上、補助金の交付決定前に着手いたしましたので、届け出ます。

記

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体等が負担するものとする。
- 2 補助金の交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないものとする。
- 3 本事業については、着手から補助金の交付決定を受けるまでの期間においては、計画変更は行わないものとする。

4 事業概要

事業名	事業内容	総事業費 (円)	補助金 (円)	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

別紙様式第4号
(取組主体→中酪)

令和 年度乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議
会長 殿

住所
団体名
代表者氏名

令和 年度において、乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業を下記のとおり実施したいので、乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金交付等規程第8第1項の規定に基づき、補助金 円を交付されたく関係書類を添えて申請します。

また、併せて、乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金交付等規程第6第2項の規定に基づく事業実施計画を提出します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容 別紙様式第2号「令和〇年度長命連産性等向上計画の承認について」のとおり
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に 要する経費 (A) + (B) 円	負担区分		備考
		国庫補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
1 乳用牛長命連産性等向上支援事業 ア 長命連産性等向上計画の策定				

イ 奨励金の交付				
2 乳用牛長命連産性等向上支援推進事業				
合 計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 令和 年 月 日
- (2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
- (2) 最近の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第5号
(取組主体→中酪)

令和 年度乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議
会長 殿

住所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のあった乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業の実施について、下記のとおり〇〇したいので承認されたく、乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金交付等規程第10第1項の規定に基づき申請します。

記

(記載要領)

- (注1) 下線部分については、変更の場合は「変更」、「中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- (注2) 記の記載様式は、別紙様式第4号に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように記載すること。
- (注3) 申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な添付書類については、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- (注4) 中酪会長等が変更等内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別紙様式第6号
(取組主体→中酪)

令和 年度乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議
会長 殿

住所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金交付等規程第11第2項の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により補助金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

1 補助金概算払請求書

区分	交付決定		事業費遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回概 算払請 求額 ⑤	令和 年 月 日ま で予定出 来高 (④+⑤)/ ②	残額 ②-④- ⑤
	事業費 ①	補助金 ②	事業費 ③	補助金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○銀行 ○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

別紙様式第7号
(取組主体→中酪)

令和 年度乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業実績報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議
会長 殿

住所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、
交付決定通知の内容に従い実施したので、乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金交
付等規程第12第1項の規定に基づき、その実績を報告します。

なお、併せて精算額として補助金 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び実績

※ 事業の内容及び実績については、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付
した事業実施計画に実績(事業実施計画と実績が比較できるように記載すること。)
を反映し添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要 した経費 (A) + (B) 円	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
合 計				

(注1) 区分欄には、別表の区分欄及び経費の欄に掲げる経費ごとに記載すること。

(注2) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」
を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含
税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業に係る精算額

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額
円	円	円	円

5 事業の完了年月日 令和 年 月 日

6 添付書類

- (1) 事業実施計画に実績を反映した資料
- (2) みどりのチェックシートの写しの提出を確認した酪農経営体の一覧
- (3) 配合飼料数量契約を確認した酪農経営体の一覧
- (4) 飼養衛生管理の取組確認書を確認した酪農経営体の一覧

7 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行
支店名 ○○○支店
預金種類 ○○○預金
口座番号 (フリガナ)

(注1) この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。

(注2) 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。

(注3) 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写し、支払経費の確認のため必要がある資料(例:契約書、請求書、領収書等の写し及び事業実施等の確認のための資料(例:写真、議事録等の写し))を添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)

(注4) 申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な添付書類については、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(注5) 中酪会長等が内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別紙様式第8号

令和 年度乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議
会長

殿

住所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金について、乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金交付等規程第12第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額
(〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

(注1) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)

なお、取組主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し(税務署受付済のもの)
- (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)

(4) 取組主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(注 2) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注 3) 申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な添付書類については、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(注 4) 中酪会長等が内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注 1) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、取組主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・取組主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(注 2) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注 3) 申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な添付書類については、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(注 4) 中酪会長等が内容確認のため必要と判断した資料については求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

別紙様式第9号

(酪農経営体等→取組主体)

令和 年度乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業達成状況報告書

○年○月○日

〔 取組主体
(○○農業協同組合) 〕 殿

乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金交付等規程第18第1項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 助成対象者

経営区分	
氏名又は法人・組織名	フリガナ
代表者氏名 (法人・組織の場合)	フリガナ
郵便番号・住所	
連絡先	(電話番号/電子メール)

2 本事業の対象となる長命連産性等向上精液等の回数及び奨励金額

令和6年1月1日時点の経産牛頭数 (頭)	乳用後継牛生産のために利用予定の乳用牛頭数 (頭)	長命連産性等向上精液等を利用予定の乳用牛頭数 (頭)	特別長命連産性等精液等 (回) ①	長命連産性等精液等 (回) ②	奨励金額 (円) ③ (①×9000+②×6000)

3 奨励金の内訳

番号	長命連産性等向上精液等を利用した乳用牛の個体識別番号	人工授精等の実施回数	長命連産性等向上精液等の人工授精等に関する情報				奨励金			備考
			精液/受精卵の別	人工授精等の実施日	精液/受精卵情報 名号	登録番号	特別長命連産性等精液等の利用	長命連産性等精液等の利用	乳用牛ごとの奨励金総額 (円)	
		1回目								
		2回目								
		3回目								
		1回目								
		2回目								
		3回目								
		1回目								
		2回目								
		3回目								
		1回目								
		2回目								
		3回目								
		1回目								
		2回目								
		3回目								
合計										

別紙様式第10号
(取組主体→中酪)

令和 年度乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業 達成状況報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議
会長 殿

住所
団体名
代表者氏名

乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金交付等規程第18第2項の規定に基づき、事業の達成状況を報告します。

1 達成状況概要

事業参加箇所数 ○○箇所

2 本事業の対象となる長命連産性等向上精液等の回数及び奨励金額

令和6年1月1日時点の経産牛頭数(頭)	乳用後継牛生産のために利用した乳用牛頭数(頭)	長命連産性等向上精液等を利用した乳用牛頭数(頭)	特別長命連産性等精液等(回) ①	長命連産性等精液等(回) ②	奨励金額(円) ③ (①×9000+②×6000)

別紙様式第11号
(取組主体→中酪)

令和 年度乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業評価報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人中央酪農会議
会長 殿

住所
団体名
代表者氏名

乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業補助金交付等規程第19の規定に基づき、報告します。

取組主体	乳用後継牛生産のために利用した乳用牛頭数 (頭) ①	長命連産性等向上精液等を利用した乳用牛頭数 (頭) ②	長命連産性等向上精液等の利用率 (%) ③ ②/①×100	成果目標 (%) ④	成果目標の達成率 (%) ⑤ ③/④×100	備考